令和4年10月1日現在

項目		単位		金額(円)		令和4年10月1日現在 備考	
			1割負担	2割負担		ИН ^С Э	
介護報酬に 係る費用	要介護1	652	699	1,398	2,097	ユニット型介護福祉施設サービス費	
	要介護2	720	772	1,544	2,316		
	要介護3	793	850	1,701	2,551		
	要介護4	862	924	1,848	2,772		
	要介護5	929	996	1,992	2,988		
	初期加算	30	33	65	97	入所後30日間のみ	
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	50	99	148	前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4~5の割合が70%以上又は認知症日常 生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり介護福祉士を入所者 の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算	
	看護体制加算(I)	4	5	9	13	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算	
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	17	26	看護職員の数が入所者25人に対して1以上かつ看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制 を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算	
	夜勤職員配置加算(IV)	21	23	45	68	夜勤帯(17時〜翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること及び夜勤時間 帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しているための加算	
	個別機能訓練加算(I)	12	13	26	39	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っている為の加算	
	個別機能訓練加算(Ⅱ) (※月1回算定)	20	22	43	65	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報そ の他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算	
	科学的介護推進体制加算(I) (※ 月1回算定)	40	43	86	129	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すな ど、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用するための加算	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (※ 月1回算定)	50	54	108	161	心身の状況、疾病の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画 を見直すなど、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用するための加算	
	口腔衛生管理加算(I) (※月1回算定)	90	97	139	290	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を年2回以上実施し、口腔衛生の管理を計画的に行うための加算	
	口腔衛生管理加算(II) (※月1回算定)	110	118	236	354	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る 技術的助言及び指導等を年2回以上実施し、口腔衛生管理計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔 衛生の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生の適切かつ有効にな実施のために必要な情報を活用 するための加算	
加算項目	安全対策体制加算 (※入所時に1回算定)	20	22	43	65	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施 する体制を整備しているための加算	
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	258	386	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合	
	認知症行動,心理症状緊急対応加算	200	215	429	644	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合	
	再入所時栄養連携加算	400	429	858	1,287	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	
	療養食加算※1食あたり	6	7	13	20	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	
	経口移行加算	28	30	60	1,287	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合	
	外泊時費用	246	264	528	792	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定	
	在宅復帰支援機能加算	10	11	22	33	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合	
	在宅・入所相互利用加算	40	43	86	129	要介護3・4・5の方で在宅期間及び入所期間を定めて同一の個室を計画的に利用した場合	
	退所前訪問相談援助加算	460	494	987	1,480	退所前1回(又は2回)を限度に相談援助等行った場合	
	退所前連携加算	500	536	1,072	1,608	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合	
	退所時相談援助加算	400	429	858	1,287	退所時に相談援助等を行った場合	
	退所後訪問相談援助加算	460	494	987	1,480	退所後1回を限度に相談援助等行った場合	
	介護職員処遇改善加算(I)	_	_	_	-	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数	
				_			
	介護職員特定処遇改善加算(I)	_	_	_	-	所定単位数に加算率2.7%を乗じた単位数	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	_	_	_	_	所定単位数に加算率1.6%を乗じた単位数	

大きな			Т		別紙1-2	
居住費等	項目		金額(円)		備考	
日住費 (様変費用、光熱水費、修繕・維料費用) 820 第2段降の方 第2段降の方 第2段降の方 第2段降の方 第4段降の方 第4段降の方 第4段降の方 第4段降の方 第3段降①の方 第3段降②の方 第3段降②の方 第3段降③の方 390 第2段降の方 300 第1段降の方 300 第1段序 300 第1	居住費等		1,970	第4段階の方		
Beb			1,310	第3段階①②の方		
日に貴等 1,445 第4段階の方			820	第2段階の方		
1,140			820	第1段階の方		
食費 650 第3段階①の方 390 第2段階の方 390 第1段階の方 300 第1段階の方 健康管理費(インフルエンザ予防接種代等) 薬価収載されていない医療材料費 理美容代 私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) その他費用 利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		食費	1,445	1,440 第4段階の方 での居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきまで		
390 第2段階の方 300 第1段階の方 300 第1段階の方 300 第1段階の方 200 30			1,360			
# 200 第1段階の方 健康管理費(インフルエンザ予防接種代等) 要価収載されていない医療材料費 理美容代 取物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) 実費 (利用者の希望する日用品 実費 (利用者が自ら特込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費			650	第3段階①の方	皆①の方	
健康管理費(インフルエンザ予防接種代等) 薬価収載されていない医療材料費 理美容代 私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) 利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費			390	第2段階の方		
薬価収載されていない医療材料費 理美容代 私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) その他費用 利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費			300	第1段階の方		
理美容代 私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) その他費用 利用者の希望する日用品 実費 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)				
私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代) その他費用 利用者の希望する日用品 実費 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		薬価収載されていない医療材料費				
(外部業者に出すクリーニング代) その他費用 利用者の希望する日用品 実費 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		理美容代				
その他費用 利用者の希望する日用品 実費 (利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費	その他費用	私物洗濯代				
(利用者が自ら持込む物品以外) 趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		(外部業者に出すクリーニング代)				
趣味・嗜好品、外注食の飲食代等 レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		利用者の希望する日用品	実費			
レクリエーション等にかかる物品代 協力医療機関以外の通院にかかる交通費		(利用者が自ら持込む物品以外)				
協力医療機関以外の通院にかかる交通費		趣味・嗜好品、外注食の飲食代等				
		レクリエーション等にかかる物品代				
売店購入代		協力医療機関以外の通院にかかる交通費				
		売店購入代				

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1~3段階以外の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万超の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万以下の方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方

介護老人福祉施設 新吉田 ご利用料金の目安

	介護老人福祉施	設 新吉田 ご	ご利用料金の目安
	介護報酬に係る費用 ¥699 初期加算 ¥33	第 3割負担	¥192,966
要介	日常生活継続支援加算(II) ¥50 看護体制加算(I) ¥5 ¥832 /日	4 2割負担	¥163,932
	看護体制加算(Ⅱ) ¥9 夜勤職員配置加算(Ⅳ) ¥23	階 1割負担	¥134,899
	個別機能訓練加算(I) ¥13	第3段階 ②	¥111,804
護	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算 ¥54 /月	第3段階①	¥89,794
1	安全対策体制加算 ※入所時に1回算定 ¥22 介護職員処遇改善加算(I) 1か月の総加算×8.3%	第2段階	¥66,544
	介護職員特定処遇改善加算(I) 1か月の総加算×2.7% 介護職員等ペースアップ等支援加算 1か月の総加算×1.6%		
	居住費 ※3 ¥1,970 /日 食費 ※3 ¥1,445 /日	第1段階	(生活保護受給者等)
	介護報酬に係る費用 ¥772 初期加算 ¥33	第 3割負担	¥200,600
	日常生活継続支援加算(Ⅱ) ¥50 看護体制加算(Ⅰ) ¥5 ¥905 /日	4 2割負担	¥169,021
要	看護体制加算(II) ¥9 夜勤職員配置加算(IV) ¥23	階 1割負担	¥137,443
介	個別機能訓練加算(I) ¥13 個別機能訓練加算(I) ※月1回算定 ¥22 /月	第3段階 ②	¥114,348
護	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算 ¥54 /月 安全対策体制加算 ※入所時に1回算定 ¥22	第3段階①	¥92,338
2	介護職員処遇改善加算(I)1か月の総加算×8.3%介護職員特定処遇改善加算(I)1か月の総加算×2.7%	第2段階	¥69,088
	介護職員等ペースアップ等支援加算 1か月の総加算×1.6%居住費 ※3 ¥1,970 /日	第1段階	(生活保護受給者等)
	11,510		
	初期加算 ¥33 日常生活継続支援加算(Ⅱ) ¥50	第 3割負担 4 2年12年1	¥208,794
	看護体制加算(I) ¥5 ¥983 /日 看護体制加算(II) ¥9	段 2割負担	¥174,485
要	夜勤職員配置加算(IV) ¥23	階 1割負担	¥140,175
介護	個別機能訓練加算(I) ¥13 個別機能訓練加算(II) ※月1回算定 ¥22 /月	第3段階 ②	¥117,080
· 啰 3	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算 ¥54 /月 安全対策体制加算 ※入所時に1回算定 ¥22	第3段階①	¥95,070
		第2段階	¥71,820
	介護職員等ペースアップ等支援加算 1か月の総加算×1.6%居住費 ※3 ¥1,970 /日食費 ※3 ¥1,445 /日	第1段階	(生活保護受給者等)
	介護報酬に係る費用 ¥924 初期加算 ¥33	第 3割負担	¥216,540
	日常生活継続支援加算(II) ¥50 看護体制加算(I) ¥5 ¥1,057 /日	4 2割負担	¥179,648
要	看護体制加算(II) ¥9 夜動職員配置加算(IV) ¥23	階 1割負担	¥142,757
介	個別機能訓練加算(I) ¥13 個別機能訓練加算(II) ※月1回算定 ¥22 /月	第3段階 ②	¥119,662
護	日	第3段階 ①	¥97,652
4	文主対策体制が算 ※ 八角時に1回算定 122 介護職員処遇改善加算(I) 1か月の総加算×8.3% 介護職員特定処遇改善加算(I) 1か月の総加算×2.7%	第2段階	¥74,402
		第1段階	(生活保護受給者等)
	食費 ※3 ¥1,445 /日 介護報酬に係る費用 ¥996	第 3割負担	¥224,061
	初期加算 ¥33 日常生活継続支援加算(II) ¥50	4 0割合扣	¥184,663
要	看護体制加算(I) ¥5 ¥1,129 /日 看護体制加算(Ⅱ) ¥9	段 ^{2刮 頁 2} 階 1割 負 担	¥145,264
分介	夜勤職員配置加算(IV) ¥23 個別機能訓練加算(I) ¥13	第3段階②	¥122,169
護	個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月1回算定 ¥22 /月 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※月1回算 ¥54 /月	第3段階①	
5	安全対策体制加算 ※入所時に1回算定 ¥22 介護職員処遇改善加算(I) 1か月の総加算×8.3%		¥100,159
	介護職員特定処遇改善加算(I) 1か月の総加算×2.7% 介護職員等ペースアップ等支援加算 1か月の総加算×1.6%	第2段階	¥76,909
	E住費 ※3 ¥1,445 /日 食費 ※3 ¥1,445 /日	第1段階	(生活保護受給者等)
	T1,110 / H		<u> </u>

^{※1.}上記の料金は1カ月(31日)分の算定です。

^{※2.}経口移行加算・経口維持加算(I)・経口維持加算(II)・療養食加算など、対応が必要な方に加算させていただくことがあります。

^{※3.}ご本人様の所得・資産などによって「介護保険負担限度額認定証」が発行された場合、1日あたりの居住費・食費が軽減されます。

第4段階(居住費¥1970、食費¥1445)、第3段階①(居住費¥1310、食費¥650)、第3段階②(居住費¥1310、食費¥1360) 第2段階(居住費¥820、食費¥390)

^{※4.} 第4段階の方は利用者負担額が「1割」・「2割」・「3割」となります。「介護保険負担割合証」でご確認ください。

[※]上記の費用は目安です。このままの料金になるとは限りませんのでご了承ください。